

# 施設等利用料免除について ～熊本県立青少年の家条例第9条に基づく施設利用料金の減免の基準～

施設利用料金を免除される方は以下のとおりです。

## 1 手帳の交付を受けている方

【手帳の種類】

- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

## 2 特定の介助者（手帳を交付されている方1人につき1人）

下記にあたる等級の手帳をお持ちの方は介助者（1人）も免除となります。

### （1）「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」について表1に該当する方

【表1】

療育手帳	A1 A2
精神障害者保健福祉手帳	1級

解釈

### （2）「身体障害者手帳」について表2に該当する方

【表2】

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級、4級の1
聴覚障害		2級、3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
	下肢不自由	1級、2級、3級の1
	体幹不自由	1級から3級
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害
移動機能障害		1級から3級（下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く）
内部障害	心臓機能障害	1級、3級、4級
	腎臓機能障害	1級、3級、4級
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級
	小腸機能障害	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級

※ただし、表2における「障害の区分」を2種類以上有し、その障害の総合の程度が表2に準ずると知事が認めた方も対象となります。